

令和 6 年 6 月 6 日招集

第 2 回狭山市議会定例会議案

目次

議案番号	件名	ページ
第 5 6 号	狭山市ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会条例	3
第 5 7 号	狭山市税条例の一部を改正する条例	6
第 5 8 号	狭山市立学校設置条例の一部を改正する条例	8
第 5 9 号	狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
第 6 0 号	狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 1
第 6 1 号	狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例	1 2
第 6 2 号	狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例	1 3
第 6 3 号	令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 2 号）	1 4
第 6 4 号	市道路線の認定について	1 5
第 6 5 号	市道路線の認定について	1 6
第 6 6 号	市道路線の廃止について	1 7

議案第 5 6 号

狭山市ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会条例

条例別紙のとおり

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく狭山市ふれあい健康センターの整備等を行う民間事業者の選定等に関する事項を調査審議するため、狭山市ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づく狭山市ふれあい健康センターの整備等を行う民間事業者の選定等に関する事項を調査審議するため、狭山市ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条の規定による特定事業の選定に関する事項
- (2) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若

しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加える。

ふれあい健康センターPFI事業者 選定委員会委員	日額 50,000	
-----------------------------	-----------	--

- 3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 57 号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を削る。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 中第 20 項を第 21 項とし、第 17 項から第 19 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 16 項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 23 条中「第 37 項」の次に「、第 38 項」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2）第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の狭山市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「までに掲げる寄附金（」とあるのは、「までに掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、）」とする。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法等の改正に伴い、個人市民税について、寄附金税額控除に係る規定を改め、及び固定資産税について、課税標準の特例を設けるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 58 号

狭山市立学校設置条例の一部を改正する条例

狭山市立学校設置条例（昭和 43 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表狭山市立水富幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市公立幼稚園の今後の運営に関する基本方針に基づき、狭山市立水富幼稚園を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 59 号

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は、1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 8 前項の事情に鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第 7 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育

士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 10 前2項の規定を適用するときは、第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。）の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月6日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 60 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 6 1 号

狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立学童保育室条例（昭和 4 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表狭山市立奥富学童保育室の項中「6 0 人」を「8 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立奥富学童保育室の待機児童の解消を図るため、同保育室の入室定員を増員したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 2 号

狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 6 3 号

令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 2 号）

補正予算別冊のとおり

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 6 年度狭山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度狭山市一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 9 4, 0 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5, 5 4 4, 8 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項
16 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
22 諸収入	
	6 雑入
23 市債	
	1 市債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,973,456	1,560,484	9,533,940
6,610,028	44,412	6,654,440
1,330,660	1,516,072	2,846,732
4,302,899	186,726	4,489,625
4,232,236	186,726	4,418,962
1,256,245	240,700	1,496,945
687,220	240,700	927,920
3,149,200	6,100	3,155,300
3,149,200	6,100	3,155,300
53,550,800	1,994,010	55,544,810

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
	6 保健体育費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,822,617	1,193,782	7,016,399
4,770,854	1,193,782	5,964,636
23,945,625	344,892	24,290,517
11,031,418	336,772	11,368,190
10,573,003	6,331	10,579,334
2,280,162	1,789	2,281,951
4,045,702	406,073	4,451,775
1,884,948	406,073	2,291,021
2,134,553	6,149	2,140,702
2,134,553	6,149	2,140,702
5,333,096	43,114	5,376,210
767,568	3,350	770,918
1,340,836	3,350	1,344,186
1,301,452	36,414	1,337,866
53,550,800	1,994,010	55,544,810

第2表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災設備整備事業費	6,100	普通貸借 又は 証券発行	4. 0 %以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

議案第 6 4 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
C 第 1 2 0 0 号線	狭山市大字東三ツ木字向 1 0 4 番 7 地先	
	狭山市大字東三ツ木字向 1 0 4 番 1 7 地先	

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 5 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
C 第 1 2 0 1 号線	狭山市大字東三ツ木字南台 1 7 1 番 6 地先	
	狭山市大字東三ツ木字南台 1 7 1 番 1 0 地先	

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第 6 6 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 1 1 0 7 号線	狭山市笹井一丁目 2 4 9 番 3 地先	
	狭山市笹井一丁目 2 4 9 番 3 地先	

令和 6 年 6 月 6 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

個人からの道路敷地買取申請により市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。